

統計委員会  
サービス統計・企業統計部会  
第22回議事録

内閣府大臣官房統計委員会担当室

## 第 22 回 サービス統計・企業統計部会 議事次第

日 時：平成 22 年 12 月 6 日（月）15：30～16：54

場 所：中央合同庁舎 4 号館 共用第 1214 特別会議室

### 1. 開 会

### 2. 議 事

経済構造統計の指定の変更、経済センサスー活動調査の実施並びに工業統計調査、  
商業統計調査及び特定サービス産業実態調査の変更について

### 3. 閉 会

○首藤部会長 それでは、時間がまいりましたので、ただいまから第 22 回サービス統計・企業統計部会を開催します。

本日の議題は前回に引き続き、経済構造統計の指定の変更、経済センサスー活動調査の実施並びに工業統計調査、商業統計調査及び特定サービス産業実態調査の変更についてです。

本日の部会は 17 時 30 分までになっていますので、御協力をよろしくお願いします。

それでは初めに、本日の配付資料につきまして、事務局から説明をお願いします。

○事務局 本日の配付資料につきましては、議事次第にありますとおり、資料 1、更に参考資料として参考 1、参考 2 をお配りしていますので、確認をお願いします。

○首藤部会長 続きまして、11 月 12 日に開催された前回部会の結果概要につきまして、事務局の坂井国際統計企画官から説明をお願いします。

○坂井国際統計企画官 それでは、参考 1 をご覧いただきたいと思います。後ほど説明します答申案と若干重なる部分がありますので、ポイントだけ説明させていただきます。

結果概要につきまして「5 概要」からご覧ください。

まず、(1)ですが、前回部会におきまして企業の内部取引について、前々回の部会で 1 回議論していますが、もう一度調査実施者から正確性を期すという意味で補足説明が行われ、結論としては前回部会の審議内容について確認していただきました。

(2)ですが、3 点あります。まず、集計事項につきましては、本活動調査は既存統計調査、今回中止・変更等される工業統計調査、商業統計調査及び特定サービス産業実態調査等との関係で、利用者の継続利用を確保できる設計となっており、妥当と判断いただきました。

また、2 点目の確報集計の公表時期ですが、今後明確な公表スケジュールを示すように指摘をいただいています。

3 点目の国民経済計算確報推計に用いる製造業のデータ提供につきましては、内閣府から意見聴取を行い、実施計画の対応で問題ないという発言があったことから妥当と判断いただいています。

(3)基幹統計調査の重複は、(2)の前段に係りますが、結果の利活用の継続性を確保できるという理由で妥当とさせていただきます。

(4)経済構造統計の指定変更は自明のことながら、統計の作成者が変わるというもので、これも特に問題ないと指摘をいただいています。

(5)以下の個別の先生方の意見につきましては、答申で触れさせていただきたいと思います。以上です。

○首藤部会長 ありがとうございました。

それでは、これまでの審議を踏まえまして、答申案について審議を行いたいと思います。

まず、事務局から答申案の説明をお願いします。なお、時間の都合もありますので、朗読については省略させていただきます。

○坂井国際統計企画官 引き続き、資料 1 に基づき説明させていただきます。

全体で計 4 ページの構成にさせていただきます。まず、構成だけ申しますと、諮問の類型が 3 つあります。「1 経済構造統計の指定の変更」「2 経済センサスー活動調査の実施」「3 工

業統計調査、商業統計調査及び特定サービス産業実態調査の変更について」と、それぞれにつきまして答申の中で判断し、理由を述べている構成です。

まず、「1 経済構造統計の指定の変更」ですが、変更して差し支えないという結論です。理由につきましては一応いろいろ書いていますが、要すれば、統計の作成者を変えることになるのは、基本的に活動調査の実施者が総務大臣及び経済産業大臣に代わるからです。

次に「2 経済センサスー活動調査の実施」ですが、(1)承認の適否につきましては、統計法第10条各号の要件のすべてに適合しているため、調査の実施を承認して差し支えないという結論にさせていただきます。

(2)理由等ですが、まず「ア 調査の目的等」につきましては、活動調査は経済構造統計を作成することを目的としていることで、これは「基礎調査では把握していない事業所及び企業の活動を把握することに重点を置いて実施されるものであり、経済構造統計の目的を達成するために必要不可欠な調査である。」と、必要性を記述させていただきます。

「イ 調査対象」ですが、計画はどうなっている、その結果これについてはどう判断したという構成です。まず「また」以下をご覧くださいと思います。調査対象名簿の作成部分ですが、「基礎調査の統計調査結果に加えて、商業登記簿情報等も取り込む計画となっている。」ここについては、いろいろな議論をいただきましたので、「これについては基礎調査の調査結果のみならず、商業登記簿情報等行政記録を利用し、事業所及び企業の存在を補足するということでして、行政記録情報の利用が図られ、結果の精度向上に資する」と理由付けをさせていただきます、妥当とさせていただきます。

続きまして「ウ 調査方法」です。少し長文になっていますが、まず構成を申し上げます。

まず「調査方法については」のところ、一応調査の方法を述べたところです。単独事業所に対する方法と、複数の事業所を有する企業の事業所に対する方法の2種類の構成。ここについては部会長とも相談しまして、まず、基本的に全体の構成を述べさせていただきます。

次の「まず」から「これらについては」の前までの第2パラグラフですが、単独事業所についてはどうと、次に複数事業所企業についてはどういう調査であると計画の概要を書かせていただいています。

「これらについては」が第2パラグラフに関する結論部分です。「単独事業所に係る積雪地域における調査票の郵送による回収及び複数事業所企業に対する国・都道府県・市の直轄調査により、調査員の事務負担の軽減が図られること」を理由として妥当とさせていただきます。

次に2点目ですが、「また」以下の直轄調査における調査票の民間事業者への委託に関する部分です。これにつきましては、「地方公共団体の事務負担の軽減が図られること」をもって妥当とさせていただきます。

最後ですが、「さらに」から「計画」までですが、「国民経済計算へのデータ提供のために、単独事業所のうち製造業に属する一定規模の事業所について、国の直轄調査とし、重点的に調査票の督促回収を行う」という計画になっていて、これにつきましては、重複感はありますが、「国の直轄調査とすることにより重点的に調査票の督促回収を行うことで、国民経済計算への提供データ

を早期に集計することを実現するためのものであり、妥当である」との構成にさせていただきました。

次に「エ 調査事項」ですが、第1パラグラフにつきましては、共通調査事項と産業別調査事項という調査票の構成ですので、そこに少し言及し、ここについては今まですべて「妥当」でありましたが、「おおむね妥当」とさせていただきます。

具体的な理由は、「ただし」以下です。ここは部会で議論いただきましたように、計画は平成23暦年を最も多く含む決算期間の記入を求めるとなっていますが、「これについては」以下で、「調査票の回収率を確保する観点、調査対象者の負担軽減の観点からやむを得ないと考えるものの、結果精度を考慮し、原則平成23暦年の数値が記入されるよう調査対象者に協力を求める必要がある。」ということで、部会として調査実施者に要請しています。

「また」以下ですが、売上金額、費用総額、退職金等の勘定科目の部分です。調査票の説明のみでは、その記入の際に誤解が生じるおそれがあるとの指摘をいただいていますので、そこを書き込んだ上で、「したがって、調査対象者が正確に記入できるよう、これらについて記載を求める内容を記入要領等において明確に提示する等の措置が必要である。」と、調査実施者に注文を出しています。

続きまして「オ 集計事項及び結果の公表」ですが、集計事項については基本的に活動調査の結果を代替的に利用しますことで、当該統計は実は今回、中止または廃止される統計調査、具体的には工業統計調査等ですが、それらの統計の継続性を確保する設計となっているので妥当とさせていただきます。

結果の公表につきましては、速報はともかく確報集計についてですが、できるだけ早期に公表することが望ましいとした上で、今回が第1回目の実施であること、それから、調査事項が多岐にわたっていることで、「公表時期が具体的に明記されないことはやむを得ない。ただし、利用者の利便等を考慮すれば、可能な限り早期に確報集計の公表予定時期を発表する必要がある。」といたしました。「可能な限り早期に」ということで、ある程度調査実施者に早期化の要請をしているという趣旨です。

それから、公表の際、先ほどの調査事項の部分と同じですが、売上金額、費用総額等の内容がより利用者にわかるようにという趣旨で、「報告書等において明確に提示する必要がある。」と整理させていただきます。

(3)今後の課題ですが、ここが第3回目の部会等で議論になったところです。活動調査については、事業所と企業という両経済主体の全体を同時に調査するこれまでにない調査である。事業所の売上高と企業の売上高が集計可能となり、利用者における利用可能性を格段に広げることが期待される。ここは明示的に議論はなされなかったのですが、当然こういうことを加味した上で議論されたということで、事務局で少し文章を加えさせていただきました。

「しかし」以下は一応部会で議論していただいたとおりで、企業の内部取引額の扱いが異なることを踏まえまして、「このため」以下ですが、「今回の調査結果を十分検証し、次回に向けて全産業の企業の内部取引額をどのように把握できるかについて検討する必要がある。」と、調査実施者に

今回の調査結果を踏まえて検討してほしいと、将来の課題としてお願いしたという趣旨です。

最後の「3 工業統計調査、商業統計調査及び特定サービス産業実態調査の変更」ですが、「イ理由」をご覧いただきたい。工業統計調査につきましては当然のことながら活動調査の調査実施年の前年を除き毎年実施することに改めまして、これによりまして平成 23 年実施の工業統計調査を中止するという計画を書かせていただいた上で、これは活動調査において工業統計調査の調査事項を把握することから結果の継続性が保たれるでしょう。しかも、調査対象の負担軽減にも資するので妥当とさせていただきます。

(2)商業統計調査の実実施時期の変更につきましても、承認して差し支えないとした上で、ただ「イ理由」ですが、今後、この答申案がセンサスの議論のときにミスリードしてはいけない、または不鮮明になってはいけないので、前段の部分に書かせていただきました。その趣旨は、商業統計調査をこれまでどういう形で実施してきて、今回の商業統計調査の変更がどういうものかを少し書き込んだもので、読み上げます。「経済産業省は、これまで商業統計調査の調査周期を平成 9 年以降 5 年ごとに実施し、商業統計調査（簡易調査）は、商業統計調査を行った年から 2 年目に当たる年に行うこととしていたが、商業統計調査（簡易調査）の調査事項を活動調査で把握することを前提として、既に商業統計調査（簡易調査）は廃止の手続きを終了している。今回、商業統計調査については、活動調査よりさらに詳細な情報を把握するため別途実施が必要な調査として、その実施時期を活動調査実施年の 2 年後に改め、これにより、平成 24 年実施予定の商業統計調査の実実施時期を変更する計画である。」。要すれば、商業統計調査は従来、簡易調査という調査と裸で使っている商業統計調査があった。簡易調査は既に廃止措置済みですが、商業統計調査自体がまだその実施時期をどうするかという問題が残っていました。

「これについては、商業統計調査を引き続き実施する必要性はあるものの、実施時期の調整を行わなければ、商業活動の実態を把握する統計調査の実施が重なることになるため実施時期を変更するものであり、調査対象の負担軽減に資することから、妥当である。」と整理させていただきます。

続きまして(3)特定サービス産業実態調査の実実施時期の変更ですが、これも承認して差し支えないという結論として、これについては工業統計調査と同様、特定サービス産業実態調査の調査周期を変えることにした上で、活動調査において特定サービス産業実態調査の主要な調査事項を把握することから主要結果の継続性は保たれるとともに、調査対象の負担軽減に資することから、妥当であると整理させていただきます。

とりあえず、部会長と相談した事務局案です。よろしく申し上げます。

○首藤部会長 ありがとうございます。

それでは、審議の進め方ですが、各項目に順番に審議していくのがいいのではないかと思います。

「1 経済構造統計の指定の変更」、「2 経済センサスー活動調査の実実施」の状況については、それぞれ(2)の各ア～オまでの項目ごとに、それから(3)、それから「3 工業統計調査、商業統計調査及び特定サービス産業実態調査の変更」につきましては、まとめて議論したいと思います。

最初に、「1 経済構造統計の指定の変更」ですが、(1)変更の適否及び(2)理由につきまして、

何か委員の皆様から意見はありませんでしょうか。

まず(1)変更の適否に関しては、指定を変更して差し支えないという部会の意見であると思しますので、これは差し支えないでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○首藤部会長 では、(2)理由はいかがでしょうか。

○廣松委員 理由もこれでいいと思いますが、文章上の話ですが、「これについては」という第2パラグラフの下から3行目「さらに経済センサスー活動調査を新たに実施するものであるところ」という表現が、お役所の表現で、単純に「新たに実施するものであり」でよろしいのではないのでしょうか。

○首藤部会長 よろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。文章は普通に読むと読みにくいところもあるのではないかと思いますので、御遠慮なく指摘いただければと思います。

文章として「あるものであり」というのが2回続きますが、いかがでしょうか。例えば、これは「作成者を変更することは妥当である」では何か問題があるのかという気がします。「変更するものであり」というのは、そういう表現をすることになっているのでしょうか。「新たに実施するものであり、その実施者が総務大臣及び経済産業大臣であるため、作成者を変更するのは妥当である」としても構いませんか。いかがでしょうか。

○坂井国際統計企画官 では、そのようにさせていただきます。

○首藤部会長 他に何かありませんでしょうか。

ないようでしたら次に移りたいと思いますが、よろしいですか。それでは「2 経済センサスー活動調査の実施」に移りたいと思います。

(1)で「統計法第10号各号の要件のすべてに適合しているため、調査の実施を承認して差し支えない」と、これはよろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○首藤部会長 では、(2)理由等ですけれども、アから順番にいきたいと思います。

まず「ア 調査の目的等」ですが、ここについてはいかがでしょうか。特に問題ありませんか、よろしいでしょうか。

では「イ 調査対象」ですが、「活動調査の対象とする事業所については、日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、基礎調査の対象である事業所から国及び地方公共団体の事業所を除いた事業所を活動調査の対象とする計画である。これについては、調査対象としない国及び地方公共団体の事業所については、行政記録を活用した集計を行うこととしており、効率的実施及び調査対象の負担軽減の観点から、妥当である」、ここまではよろしいでしょうか。

「また、調査対象名簿の作成については、基礎調査の統計調査結果に加え、商業登記簿情報等も取り込む計画となっている。これについては、基礎調査の調査結果のみでなく、商業登記簿情報等行政記録を利用し事業所及び企業の存在を補足することとしており、行政記録情報の利用が図られ、結果の精度向上に資することから、妥当である。」までです。いかがですか。記載の内容あるいは

文言上で何か指摘があればお願いしたいと思います。

○廣松委員 では、余り意見がないようですので、あえて申しますと、最後の文章で「行政記録情報の利用が図られ、結果の精度向上に資することから、妥当である」という結論はいいと思います。

ただ、(2)理由等のイは、調査対象のことを議論しているわけですから、結果の精度向上に資するというのはいいと思いますが、調査対象の漏れが少なくなるからというのが一つ大きな利点だろうと思いますので、そこにその趣旨を一言つけ加えておく方がいいのではないかと思います。

○首藤部会長 それは、例えば具体的にどこにどういう言葉を入れたらよろしいでしょうか。

○廣松委員 「行政記録情報の利用が図られ、調査対象の捕捉漏れを少なくすることにより」というのはどうでしょうか。

○西郷専門委員 「これについては」のところから「行政記録情報の利用が図られ」までが前とほとんど同じ内容になっているので、そこを今、廣松先生がおっしゃったように捕捉漏れが少なくなるから妥当だと判断したと変えるのがいいのではないかと思います。

○首藤部会長 「行政記録情報の利用が図られ」を削除ですね。

○西郷専門委員 そうですね。「これについては」というところで「調査対象の捕捉漏れを未然に防ぐ」など表現はお任せしますが、そこが読んでいて同じことが2度繰り返されている印象だったので、少し変えればよいのではないかと思います。

○首藤部会長 そうすると、「基礎調査の結果のみでなく、商業登記簿情報等行政記録を」というところまでも。

○西郷専門委員 「行政記録情報の利用が図られ」はいいと思いますが、少し作文してみます、少し待ってください。ほかのところを先をお願いします。

○首藤部会長 具体的にどこを削ってどこに入れるというのを。ダブっているところというのは、商業登記簿情報のところですか。

○西郷専門委員 「基礎調査の調査結果のみでなく」というところは、上の段落の「基礎調査の統計調査結果に加え」と同じことなので特に言わなくてもいい。

それから、次の「商業登記簿情報等行政記録を利用し事業所及び企業の存在を捕捉することとしており」というのも、その上の段の最後とほとんど同じ内容なので、そこは削除していいのではないかと思います。その代わりに、そうすることの目的を先ほど廣松先生が指摘になったと思うので、調査対象が漏れなく調査されるようなことを目的としてということが入ればいいのではないかと思います。

○首藤部会長 上の方で商業登記簿情報が入っていますが、「行政記録を」のところまで削除すると削除し過ぎかなと。ここは、やはり文章的には言わなければいけないですか。

○坂井国際統計企画官 確かに重複感があるということですし、廣松先生と西郷先生の指摘もわかりますので、例えば「行政記録情報の利用が図られるとともに、調査対象の補足率が向上することによって、結果の精度向上」、そういう順序で修正させていただけたらと思います。

○首藤部会長 それができるのであれば、そのようにお願いします。

他はよろしいでしょうか。



ウに移ってよろしいですか。後でまた戻っても時間が十分あると思いますので。では、「ウ 調査方法」ですが、これも第1パラグラフで単独事業所と複数事業所の2種類で調査方法が異なるということが記述されていて、「まず」以下でそれぞれについて説明している。

○廣松委員 よろしいですか。そこを読んでいて「積雪地域において」がいきなり唐突に出てくるような気がします。その意味で「2 経済センサスー活動調査の実施」のところに、「平成24年2月1日現在調査期日で調査する」というのをどこかに入れた方がいいのではないか。調査方法でもいいですし、あるいはアとかイでも、調査目的や調査対象とは若干違いますので、やはり調査方法のところかもしれません。

○首藤部会長 この「積雪地域においては」の前にそれを入れたらいかがですか。

○廣松委員 それでもいいと思います。

○首藤部会長 「原則とする」あるいはそこで切って「しかし」でも。

○廣松委員 調査期日が平成24年2月1日であるということで「積雪地域においては」と続けた方がいいように思います。

○首藤部会長 そこはどうしますか。一度切った方がよろしいですか。

○坂井国際統計企画官 そうですね、今、単独事業所だけが2月1日ではないわけですので「二種類で構成される。なお、これらの調査の調査時期については平成24年2月1日現在で調査を行う予定である」と入れた上で、その後「単独事業所については」とつなげておけば、積雪地域が出てきても違和感がないことになろうかと思います。

○首藤部会長 そうしますと「二種類で構成される」の後ですね。

○坂井国際統計企画官 後です。「調査は平成24年2月1日現在で実施される」と。

○首藤部会長 佐々木委員どうぞ。

○佐々木委員 少し意味がわからなかったのですが、最初の「支所等を持たない1か所のみの事業所」、支所を持たないというのは事業所の下に持たないという意味なのかなと。「複数の事業所を有する企業の事業所」、ここはどういう意味でこういう表現になっているのでしょうか。

○坂井国際統計企画官 この3行を入れさせていただいた趣旨から申しますと、単独事業所と複数事業所企業としている、企業の中に傘下事業所があるわけですが、それとの関係が非常にわかりにくい。また、その表記が非常に長くなるので、初めの方で調査構成を考えた方がよいのではないか、記載をさせていただいた方がいいということで入れさせていただきました。

また、質問の「支所等を持たない1か所のみの事業所」というのは、単独事業所のこと、で、「複数の事業所を有する企業の事業所」、支社、支所、支店等を持たない事業所との対比の意味で、こういう表現をつくらせていただいたというほうが正確かもしれません。

○佐々木委員 若干気になったのは、支所という概念と事業所という概念はどう違うのか、次のパラグラフが「複数の事業所を有する企業の事業所」でしょう。どちらも事業所ですよ。前の方は支所を持たない、何か日本語としてよくわからないのですが。

○首藤部会長 「支所等を持たない」を削ったらわかりにくいですか。1か所のみの事業所。これは事業所＝企業ではないですよ。

○坂井国際統計企画官 違います。この調査自体が調査単位は事業所として、調査対象が事業所の場合と企業の場合があるという構成になっています。ここで言っている調査方法は、いわゆる一般的な企業という概念が独り歩きするのが嫌だったものですから、ここは企業の事業所という形に一方はさせていただいた。片や残った方の事業所を「単独」では非常にわかりにくいということであれば、どういう表現をすれば適切かということで、確かに「支所等」というのが非常に紛らわしい言葉なので不適切だったかもわかりませんが、その事業所のみという趣旨で使わせていただいています。

○佐々木委員 それだったら「支所等を持たない」を削ったらどうですか。こう書かれると、何か考えてしまいますね。「1か所のみの事業所」と言ったら、それはそのままわかりますから、前を削ったらどうですか。

○説明者 1か所のみの事業所と言うと、事業所はそもそもすべて1か所のみですので、例えば、東レさんにぶら下がっている事業所の1つ見たときに、それは1か所だけの事業所なので、この単独に入ってしまうのではないかと思います、いかがでしょうか。

○佐々木委員 私が最初に気になった「支所等を持たない」と書くから、支所って何と意思しました。

○首藤部会長 ですから、例えば「1か所のみの単独事業所」と書いているのは、しつこいですが、括弧して「以下単独事業所」とされた方がわかりやすい気がします。

○野辺地専門委員 1行目の括弧の中が「単独事業所」で、2行目は「複数事業所企業」ということで、片一方は事業所であり、片一方は企業ですよね。最初の方で言いたいことは、内容的には単独事業所企業だと思います。そのように整理して略称を決めて後の文章も続けていくと、わかりやすいかもしれないですね。

○首藤部会長 先ほど単独事業所＝企業ではないという説明でしたので。

○説明者 いえ、そういう意味ではないです。要するに、1か所のみの事業所と言ったときは、事業所自体は全部独立していて1か所なので、そことの関係が少し難しいですねと言っただけです。今、野辺地先生がおっしゃっていたイメージはそのとおりだと思います。

○首藤部会長 では「1か所のみの事業所を有する企業」ではだめですか。

○野辺地専門委員 企業以外も対象になりますか。ですから、余り企業と言いきらない方がいいということですかね。

○首藤部会長 そういうことですよ。「1か所のみの単独事業所」では駄目ですか。

○坂井国際統計企画官 単独自体が1か所ですよ。

○首藤部会長 そうですよ。単独事業所でよいと思いますが。

○坂井国際統計企画官 議論に混乱を生じさせたことは非常に責任を感じます。しかし、事務局として守りたいのは、調査単位は事業所である、ただ、一般名詞としての企業とで、そこに混乱を生じたくない。片や単独事業所との区別は明確にしたい。その上で、まず以下につなげたいという願いがあったものですから、工夫はしてみましたが、少々不十分でした。申し訳ありません。

○首藤部会長 どうしますか。単独事業所は単独事業所ですよ。

○野辺地専門委員 一般的に支所という言い方は余りしないのです。普通の会社とか企業の間では。

ですから、支所と言われてしまうと何か違和感があるのが、多分先ほどの指摘の根底にあるのかもしれない。

○廣松委員 ただ、事業所・企業統計調査の時から順番は支所、支社、支店でしたか。そういう言葉はずっと使っていますよね。したがって、この「支所等」というのは後の2つを略して、そういう表現にしたと思いますが。

○野辺地専門委員 今までの検討過程でそういう前提で進んでいたのでもいいですが、ただ、この文章で「支所」という言葉がここだけにしか出てこなくなると、この支所が何を言っているのか、これを見ただけではわかりにくくなってしまいます。

○坂井国際統計企画官 1つ提案したいのですが、逆に、単独事業所を裸で使っても意味がわかるのであれば、ここは省略せずとも「単独事業所」だけにさせていただいて、後半だけを「複数事業所企業」と付けておけば。

○首藤部会長 ですから、調査対象については単独事業所ですね。ここまではよろしいでしょうか。

その後で「これらについては、単独事業所に係る積雪地域」云々というものがありますが、調査票の郵送の方法と複数事業所企業の直轄調査の方法の違いですか。

○野辺地専門委員 今までの議論の中で、調査員の方が資料を配付するときに、配付しながら捕捉漏れについても改善していく役割を持っていた説明がありましたが、調査員を利用することによるメリットは触れなくてよろしいですか。

○首藤部会長 単に事務負担の軽減だけではなくてですね。

○野辺地専門委員 要するに、単独事業所のように捕捉しにくい事業所については、調査員が配付することによって調査漏れをより改善していく機能もあったと記憶しています。

○首藤部会長 いかがでしょうか。そういうプラスの側面も書き込む必要があるかどうかということだと思いますが。

○今井産業統計室長 ただいまの点ですが、直轄調査でも事前に新設事業所について別途調査をした上で準備調査名簿の補正をして実施することにしていきますので、調査員調査のみならず、ご指摘の点は調査手法の両方に係る話だと認識しています。

○首藤部会長 いかがでしょうか。そうであれば特に書き込む必要もないと思いますが、よろしいでしょうか。

○野辺地専門委員 はい。

○首藤部会長 そうしますと、第3パラグラフまでよろしいでしょうか。また後で意見があれば伺います。

その後「また」以下に、直轄調査は民間事業者に委託して実施することについては、地方公共団体の事務負担の軽減が図られることから妥当であるとなっております。この後また「さらに」と続いて、もう一つ説明しています。ここは行変えする必要がありますか。「これについては」ですが、「また」が「これについては」に係るわけですね。ですので、行変えしないで一区切りにした方がわかりやすいと思います。「妥当である」というときは行変えをしなければいけないのですか。形式上の話ですが、バラバラになって読みにくく、1つのパラグラフでまとめた方がいいと思いま

すが、いかがでしょうか。お役所の文章は特別の意味があったりするので、何か特に意味があれば別ですが。

○坂井国際統計企画官 この行を変えさせていただいたのは、計画と判断ということを対比的に示すために並べさせていただいています。部会長の趣旨はわかりましたので、全体に係りますが、文書審査の関係がありますので、持ち帰らせていただきたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

○首藤部会長 次の「さらに」もそうですね、2つに分かれていますよね。

後半の「また」以下は、まとめてご覧いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。特に問題がなければ、このままにしたいと思います。文章のつながり等については確認していただくことでお願いしたいと思います。

では、「エ 調査事項」ですが、調査事項は共通調査事項と産業調査事項の2つに分けることで、その妥当性。ただし、おおむね妥当で、その概ねの理由をその後で、決算期の関係での記入が一律に行われない場合があること、それから、売上高や費用、退職金については、誤解が生じないようにきちんと説明する必要があることです。最初のパラグラフはよろしいですか。共通事項と産業別事項に分けて把握することにつきまして。

その後で、おおむね妥当の理由を「ただし」以後で書いています。経理項目の記入期間、決算期の期間の記入という点から言って留保条件がついています。これについても随分議論しましたので、よろしいでしょうか。文章上の問題だと思いますが。

○廣松委員 文章上の問題で、2行目ですが「調査票の回収率を確保する観点、調査対象者の負担軽減の観点からやむを得ないとするが」とは誰が考えるのか。その意味では、「調査対象者の負担軽減の観点からはやむを得ないが、結果精度を考慮し」云々という方がすっきりするように思います。

○首藤部会長 ほかに、このパラグラフはよろしいでしょうか。確かに、その方がすっきりすると思います。

それでは、「また」以降はいかがですか。

○近藤専門委員 調査票を眺めていまして、調査票の記入の観点から何点か気がついたことがあるので説明させていただいてよろしいですか。

製造業のところですが製造業の売上は出荷ベースで書いてくださいますとありますが、企業において実態としては長期生産物、正確には長期請負工事と言いますが、具体的にはプラントとか一般機械、船舶といった大きなものにつきましては、工事進行基準と言って工事の進行に応じた売上計上をしています。それが決算での売上の数字で、全社の売上なり、事業所の売上になっておりますが、ここでの調査票では出荷ベースの売上で書いてくださいますとありますので、記入者にいわゆる本社なり事業所の売上げを書いてくださいと言えいわゆる工事進行基準の数字を書くということになります、その辺りで数字が両者の間で相当違ってきますので、事業所としてはどの売上げを書けば良いかということになります。それがまず1点です。それをお願いしたいと思います。

○首藤部会長 それは、調査実施者の方をお願いということですね。

○近藤専門委員 そうです、確認したいのですが。

○首藤部会長 他に幾つかあるとおっしゃいましたが、他には。

○近藤専門委員 同じような意味で、工事進行基準というのは所謂建設工事でも使っています。建設業の売上げのところを見ると工事完成ベースとあるので、建設業で決算の売上という場合は進捗ベースの売上げを大抵使っていますので、そうすると売上げが違ったものになります。売上げと言えど工事進行基準の数字を使うのが正しいのですが、そこで調査票が回答を求めているものと違ってきます。売上として何を書けばいいかということです。

○首藤部会長 その2点ですか。その2点について、ここで答申としては誤解が生じないようにきちんと説明をしてくださいとお願いしているわけですので、具体的にそういう問題がありましたら直接、調査実施者にその点について指摘いただくことでよろしいでしょうか。

○近藤専門委員 これは大事な問題だと思います。

○首藤部会長 ですので、ここでは売上高、費用総額、退職金については、調査票の説明のみでは見解に誤解を生じるおそれがあると、したがって、調査対象者が正確に理解できるよう、これらについて記載を求める記入要領等において明確に提示する等の措置が必要であることを明確に書いてありますので、今ここでその内容を書き込む必要はないわけです。

○近藤専門委員 そういうことは言うておりません。私が言いたかったのは、記入者の観点から記入上こういうことが問題になるということを指摘したわけで、答申には全くかかわってきません。それは今おっしゃったところに書いてありますから。

○首藤部会長 例えば、直接調査実施者にもう少し詳しくお話をさせていただくことで十分ですか。メモ等にする必要はないですね。

○近藤専門委員 結構です。どう考えているかを聞きたかったのです。

○首藤部会長 では、一応、調査実施者の方のお考えをお伺いしたいと思います。

○今井産業統計室長 現在、企業にお願いしている考え方としまして、先ほどお話がありましたように、1年間で売上高が立たない長期の製造品につきましては、進捗に応じて出荷の概念で算出・報告いただくよう記入指導をお願いしていますが、今のお話では調査客体側では記入が難しいのではないかと指摘でございますので、その辺りは企業側と個別に相談させていただいた上でしっかりと調査客体の方で対応いただけるよう明確化し、手引き等の中で明示させていただければと思っています。

○野辺地専門委員 基本的には、売上高を書いてもらうスタンスだと思います。出荷額という表現が出てくるのは、その事業所として売上高を経理上、把握していない場合であっても、製品の製造に携わって出荷額がある場合には、その出荷額から何らかの金額換算したものを記入してくださいという立てつけではないかと私は理解してまして、出荷額が先にあるのではなく、基本的には売上げを記載してください、しかし、その辺でうまく把握できない場合は出荷ベースがわかるように、説明書きか何かをうまくおつくりいただけるとよろしいのではないかと思います、いかがでしょうか。

○今井産業統計室長 十分に現状の整理をさせていただいた上で対応していきたいと思います。

○廣松委員 その点はまさにそうだと思いますが、同時に、特に製造業に関しては工業統計調査と

の継続性という話も当然出てくると思いますから、そこも含めて是非、検討をお願いしたいと思います。

○首藤部会長 他に意見がないようでしたら、エはこれでよろしいですか。

では、「オ 集計事項及び結果の公表」に入りたいと思います。集計事項につきましては、最初のパラグラフで経済構造の把握に加えて、中止または廃止される統計調査の結果に関して代替的に利用することができるので、きちんと継続性を確保する設計となっており妥当であるとのこと。これはよろしいでしょうか。問題はありますか。

では、次のパラグラフ以降です。結果の公表ですが、順次公表する計画だと、確報集計については、具体的に公表時期は明記できないが、それはやむを得ないと説明されています。しかし、公表時期がわかり次第、発表する必要があると。ここまではよろしいでしょうか。

最後ですが、「ただし」と「また」とありますが、「また」以下は、先ほどの集計項目事項についてどのような内容を集計しているかを報告書において明確に提示する必要があるとなっています。

○佐々木委員 最後の3行は、どうしてこういう文章が付いたのですか。これはあえて書かなければいけないのですか。

○坂井国際統計企画官 調査事項については、記入しやすいようにとの観点はありますが、実際、集計されたもの自体がどういったものかは利用者にとって非常に重要な要素だと思っていて、そういうことを加えた方が調査事項とのセットで統計の有意性が増すと考えた次第です。

○首藤部会長 例えば、エのところと対応するわけですね。記入の際と公表でそれを読む側、利用者側と。よろしいでしょうか。

では、(3)今後の課題です。

○近藤専門委員 4行目のところで「事業所の売上高と企業の売上高」とありますが、前半部分は正確には事業所の売上高の合計ですから「事業所の売上高」の後に「の合計」を入れた方がいいですよ。

もう一点ありまして、これまで部会で内部取引について売上高のところをずっと議論してきましたが、よく考えてみると費用総額も事業所の費用総額の合計と企業の費用総額では合わなくなります。事業所合計の費用総額と全社の費用総額については書かなくてもいいのでしょうか。違うことは事実ですが、売上と同じですね。売上・費用・利益の関係ですから、そこが抜けていた気がします。

○菅専門委員 少しわかりづらいので「事業所の売上高と企業の売上高が集計可能となり」とありますが、「事業所と企業の経理事項の関係が明確となり、利用者における」としたらいかがでしょうか。

もう一つ、次のところで合計は合計ですが、「同一企業内事業所の売上高合計と企業の売上高」となるとおられますので、そのようにしたらいかがでしょうか。

○首藤部会長 先ほどの指摘ですと、売上高だけではなくて経費もですが、そこはどうしたらいいですか。

○菅専門委員 要するに、片方でしかとっていないものと両方とっているものがあるので「関係が

明確となり」と。要するに、両方ともとっているものだと集計比較となるのですが、片方しかとっていないものもあるので、利用者にとって関係がより明確となるという趣旨ではないかと。

○首藤部会長 そのこのところは非常に明解になったと思います。「しかし」以降ですね。「事業所の売上高の合計と企業の売上高は」、「おいては」ではなくて、「は」ですよ。「企業の内部取引額の扱いにより異なることとなる」のところで、先ほど近藤専門委員から経費にもかかってくるのではないかと指摘がありました。

○説明者 売上高は全部の産業について聞いていますが、費用は製造業の事業所については聞いていますが、その他の産業については事業所単位で費用を聞いていません。ですから、全産業横並びで比べられるのは売上高だけです。

○近藤専門委員 費用は出ないわけですか。わかりました。

○首藤部会長 先ほどの菅専門委員の前段の修正はいかがですか。非常に明確になるなど私は思いましたが、いかがでしょうか。「事業所と企業の経理事項の関係が明確になり」と2行目を修正するとある方が、意味するところは非常にわかりやすいかなど。次のところは、先ほどの説明で経費は事業所単位では必ずしもとらないということですので、同一事業所の売上高の合計ではないですよ。

○菅専門委員 「同一企業内事業所の売上高合計」でよろしいのではないかと思います。

○首藤部会長 「同一企業内事業所の売上高合計と企業の売上高は」ですね。

○近藤専門委員 事業所の売上高の合計でわかりますが、「同一」と入れなくても。

○首藤部会長 そこはなるべく短い方がいいでしょうから、そのように。いかがでしょうか、それでよろしいでしょうか。

では、最後のパラグラフ「このため」以降です。

○菅専門委員 最後のパラグラフでお願いがあります。事業所の合計と企業が一致することは望ましいことは望ましいのですが、実はこの経済センサスの目的の一つに産業連関表の作成というのがあります。実はそれには余り関係がありません。むしろ、当初この議論があったときに難点があったのは、報告者負担が増して、回収率に影響すると致命的な影響を与えてしまうことがありました。例えば、最後のパラグラフで「次回に向けて全産業の企業の内部取引額を回収率に大きく影響することなしに」というのを入れていただきたい。これを把握することは大変重要なことではありますが、元も子もなくなると少々困りますので、回収率に大きく影響することなしに、どのように把握できるか。勿論そういうことが可能であれば、それを適用すべきであるとは思われます。

○首藤部会長 いかがでしょうか。「回収率に大きく影響することなしに」を入れる必要があるかないかということだと思います。

○佐々木委員 その前に「今回の調査結果を十分に検証し」と書いてありますね。これが今言われた回収率の問題も含めて、もっと大きな表現になっていると思います。ですから、ここに含める感じでいいのかなという気もします。

○菅専門委員 確かに、今の佐々木委員の解釈であれば不要であると思います。

○首藤部会長 いかがでしょうか。十分検証するというのは諸々の状況もきちんと検討してという

ことになりますので、特に入れなくてもよろしいでしょうか。ありがとうございます。

ほかに何か指摘の点ありますか。これでよろしいでしょうか。

それでは、「3 工業統計調査、商業統計調査及び特定サービス産業実態調査の変更」です。これは(1)工業統計調査の実施時期の変更、(2)商業統計調査実施時期の変更、(3)特定サービス産業実態調査の実施時期の変更の3点です。まず(1)工業統計調査の実施時期の変更については4ページの上に理由がありますが、この理由で問題ないでしょうか。あるいは文書上、何か修正が必要でしょうか。

○廣松委員 これでもいいと思います。

○首藤部会長 それでは、(2)商業統計調査の実施時期の変更ですが、「イ 理由」をご覧ください。

○廣松委員 よろしいですか。これは工業統計調査の書き方と同じようなことになっていますが、まず、原則があって、例えば工業統計調査の場合は「工業統計調査の調査周期を活動調査の調査実施年の前年を除き」という原則があって、これに基づき平成23年の調査は中止すると。商業統計に関しても、活動調査よりさらに詳細な情報を把握するため別途実施が必要な調査として、その調査実施時期を活動調査実施年の2年後に改め、平成24年の統計調査は変更するという書き方ですが、原則そのものはこれで承認されていましたか。枠組みの中で、そういうふうにしたのか。

○今井産業統計室長 枠組みの中で経済センサス活動調査の実施2年後ということが政府内で合意されているところです。

○廣松委員 わかりました。そうすると、平成24年は実施せずに平成26年に実施するわけですね。今の考え方としては次回の活動調査と関係する工業統計調査、商業統計調査に関して同じような考え方で実施時期を変更することでよろしいですか。

○今井産業統計室長 はい、そのとおりです。

○首藤部会長 よろしいでしょうか。何か修正等の必要はありますか。よろしいですか。

では、(3)特定サービス産業実態調査の実施時期の変更です。「イ 理由」について何か指摘ありますか。特にありませんか。ありがとうございました。

それでは、以上で答申案につきまして一通り審議を終えましたので、基本的には了承いただいたことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○首藤部会長 修正点は幾つかありますが、まず、1ページの1の(2)理由で、最後の3行目の文章「新たに実施するものであり、その実施者が総務大臣及び経済産業大臣であるため、作成者を変更するのが妥当である」と修正する。

2ページ目は、「2 経済センサスー活動調査の実施」の(2)理由等のイですが、最後のパラグラフ「行政記録情報の利用が図られ、調査対象の捕捉を高めることによって、結果の精度向上を資する」と修正させていただきます。

「ウ 調査方法」ですが、最初の「支所等を持たない1か所のみの事業所」を「単独事業所」にして、括弧は外します。



そして、「方法の二種類で構成される」の後に「調査は平成 24 年 2 月 1 日に実施される」を入れることにしたい。それによって、「積雪地域」という言葉がスムーズに理解できということです。

3 ページ目の最初のパラグラフの 3 行目ですが、「調査対象者の負担軽減の観点からはやむを得ないが」に修正することです。

(3)今後の課題ですが、最初のパラグラフで「活動調査については、事業所と企業という両経済主体の全体を同時に調査するこれまでにない調査であり、事業所と企業の経理事項の関係が明確になり、利用者における利用可能性を格段に広げる」とつなげる修正です。

それから、第 2 パラグラフですが「事業所の売上高の合計と企業の売上高は」と文章を修正します。

これらの修正につきましては、修正したものを皆様にお送りしますので確認していただきたいと思えます。

あと、ほかに何かメモ等で付加することがあれば検討したいと思えますが、この答申の案のままです。十分であれば、部会として採択することにします。部会として今の修正を加えたものを答申案として採択することよろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○首藤部会長 ありがとうございます。それでは、部会として採択することにします。

本答申案につきましては、所要の修正の上 12 月 17 日金曜日に開催予定の第 41 回統計委員会に諮ることとします。また、本日の部会の結果概要につきましても答申案と併せて統計委員会に報告する予定です。

それでは、最後に事務局から連絡事項がありましたら。

○林統計部調整課長（東京都） 1 点だけ発言させていただいてよろしいでしょうか。

答申案につきましては異論はありませんが、今回諮問のありました商業統計調査その他の調査につきましては、部会においては実施時期の変更のみを議題として議論いただいたと理解しております。従来から申し上げてきたことですが、先ほどお話のありました経済センサスの枠組みや、枠組みの変更に伴って今後どうなるかにつきましては、当然、基本計画にあります経済センサスを軸とした産業関連統計の体系的整備の中で検討されるものと考えます。今後、つまり経済センサスの実施後において、それ以外の調査が同じ中身あるいは同じ間隔で実施されるとは理解していません。商業統計調査や工業統計調査、特定サービス産業実態調査をどうしていくのかは、活動調査の実施結果を踏まえて、実施時期や方法、内容等について、当然見直しや整理がされていくものと理解していますので、その点だけ発言させていただきました。よろしくをお願いします。

○首藤部会長 この点につきましては、実施者から何かありますか。

○今井産業統計室長 先般の部会でもお答えしているところですが、まさに、ご指摘のように私も認識していますので、詳細な調査の中身や調査の時期、調査のやり方をどのようにしていくか等につきましては、地方の皆さんと今後、十分ご相談した上で具体的な調査計画をつくっていただければと思っております。

○首藤部会長 よろしいでしょうか。何かほかに発言ありますか。

○今井産業統計室長 すみません、直接答申文にかかわる話ではありませんが、先ほど製造業の長期の製造品の扱いについて、私が回答したことに誤りがございましたものですから、この場で訂正させていただければと思います。

先ほど、長期の生産物につきましては進捗状況に合わせて分割して記入いただくことで整理している旨発言させていただきましたが、確認したところ、例えば、船舶の製造等は数年かかるわけがありますが、そういったものにつきましては、進捗の途中であれば仕掛品在庫として毎年計上していただいて、蔵出しの段階で一括して出荷額に計上していただくという整理で現状の工業統計調査では実施しているということです。訂正をさせていただきます。そのうえで、先ほどご指摘いただいた点を踏まえ再整理して対応していきたいと思っています。

○首藤部会長 よろしいでしょうか。

他に何か発言があれば、まだ時間がありますので承りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、最後に事務局から連絡事項がありましたら、お願いします。

○事務局 本日の部会で答申案の審議は終了いたしましたので、予備日としていました**12月10日**の部会は開催しません。

それと、本日の部会の調査概要及び議事録につきましては、後日メールでお送りしますので、内容の確認をお願いします。既に前回までの議事録につきましても送付させていただいていますので、確認後に回答をよろしくをお願いします。

以上です。

○首藤部会長 それでは、これまで4回の部会の審議に出席いただきまして、御協力ありがとうございました。

それでは、以上で閉会にしたいと思います。ありがとうございました。